

重要

令和3年10月

教職員各位

人事課長
給与厚生担当
(内線：2723 / 2724)

人事給与 WEB システムによる年末調整の実施について (通知)

日頃より給与厚生業務にご協力いただきありがとうございます。

標題について、今年度も人事給与 WEB システムによる年末調整を実施いたします。申請の手続きについては下記のとおりとなりますので、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. 年末調整対象者

教職員・職務限定職員・特定有期雇用教職員・甲欄適用の短時間勤務教職員

※ 11月末までに退職する方、12月2日以降に採用する方は本学で年末調整を行いません。

2. WEB 申告・書類提出期限 令和3年11月8日(月) 厳守

3. 提出書類・添付書類

WEB 申告書類	提出が必要となる書類
<u>令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書</u> WEB 申告：全員 印刷：不要 <u>添付書類のみ提出</u>	① 扶養親族の令和3年中の収入(見込)を証明するもの 例：給与(見込)証明書、源泉徴収票、給与明細、 年金額改定通知書等の写しなど ※ 扶養親族に収入がない場合は提出不要です。 ② 本人または扶養親族の障害者手帳等の写し
<u>令和3年分 給与所得者の保険料控除申告</u> WEB 申告：該当者のみ 印刷：該当者のみ必須	① 給与所得者の保険料控除申告書 (WEB 申告後 A4 片面印刷) ② 保険会社が発行した控除証明書 (原本)
住宅借入金等特別控除申告書 WEB 申告：該当者のみ 印刷：該当者のみ必須	① 住宅借入金等特別控除申告書 (WEB 申告後 A4 片面印刷) ② <u>税務署で発行された住宅借入金等特別控除申告書</u> (記入不要) ③ 借入金の年末残高証明書 (金融機関で発行されたもの)
前職分の源泉徴収票の提出 WEB 申告：未提出者のみ	① 前職の「令和3年分給与所得の源泉徴収票」 (退職年月日の記載があり甲欄のもの)

4. 申請方法

- 別紙①の手順に沿って、人事給与 WEB システムの【年末調整一括申告】メニューから申請してください。
- 令和2年12月から令和3年12月までに採用された方で、前職の「令和3年分 源泉徴収票」をお持ちの場合は、人事給与 WEB システムの【前職分の源泉徴収票の提出】メニューから申請してください。

5. 提出及び問い合わせ先

病院5階 人事課 給与厚生担当 年末調整提出用ボックス

内線：2723 / 2724 電話番号：06-6645-2723 / 2724

※ 所属で取りまとめのうえ、ご提出ください。

(郵送の場合) 〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号

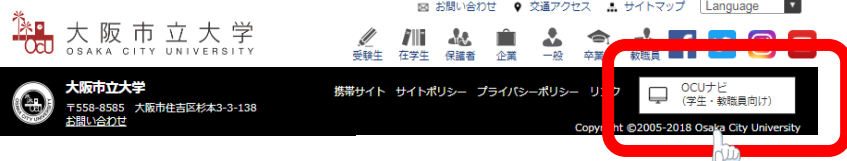
公立大学法人大阪 大阪市立大学医学部・附属病院事務局 人事課 給与厚生担当

年末調整一括申告WEB申請してください

別紙①

ログイン方法

①本学ホームページからOCUナビを起動します



※大阪市立大学のホームページ下部にOCUナビの入りがります

②OCUナビから人事給与システムを起動します



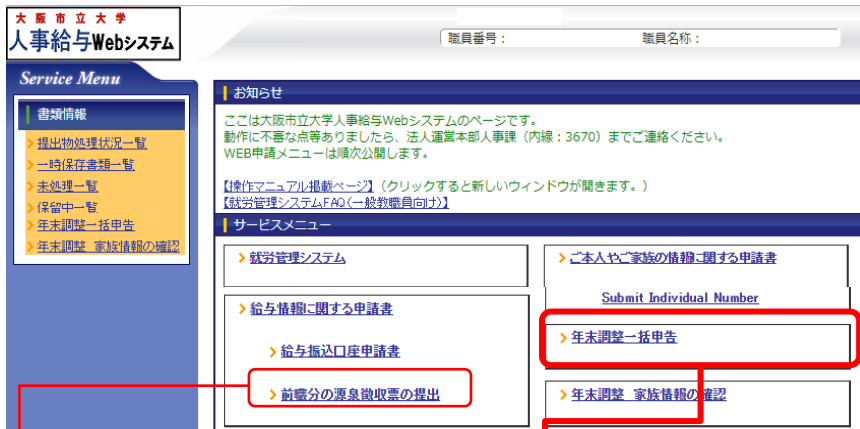
③ユーザーID（職員番号）とパスワードでログインします（ログインできない場合は情報戦略課へお問い合わせください）



WEB申請・提出方法

ご不明な点は人事課給与厚生担当まで
内線: 2723 / 2724

人事給与WEBシステムトップページ



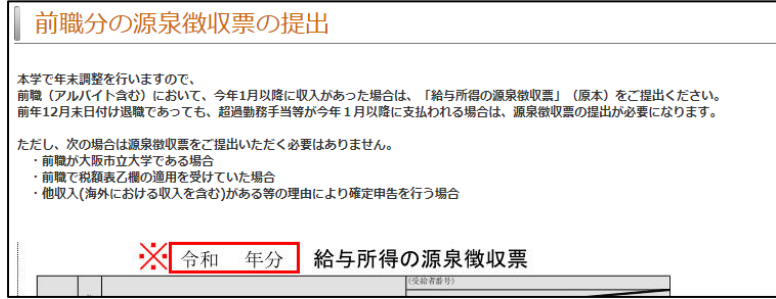
STEP1 から STEP5 まで進んでください。
印刷書類がある場合は
STEP5でPDFが表示されますので
片面印刷して提出してください。



表示内容に間違いがないことを確認し「送信ボタン」を押してください。

年末調整一括申告
「印字イメージPDF」をクリックしてA4・片面印刷
印刷すべき書類(2.保険料控除、3.住宅控除)がない場合はボタンが表示されません。
「印字イメージPDF」を押して表示される画面をそれぞれ片面印刷してください。

前職分の源泉徴収票の提出《該当者のみ》



前職分の源泉徴収票の提出【完了】
送信完了しました
[メインページへ戻る](#)

パスワード設定手順

別紙②



① 本学ホームページ（最下部）から OCU ナビを起動します。



② OCU ナビから「全学ポータルサイト」をクリックします。



③ 全学認証システムの「本パスワードへ変更」をクリックします。



④ 「パスワード変更画面ログイン」に移ります。

ログイン名：OCU ID(※1)を入力

パスワード：現在のパスワードを入力

(初めてログインする場合は仮パスワード(※2)を入力)

上記を入力し、ログインしてください。

※1 OCU ID が不明な場合は左下のリンクから検索できます。

(職員番号ではログイン不可)

※2 生年月日(西暦)8桁

例) 平成4年1月1日生の場合 19920101



⑤ パスワード変更画面に移ります。

入力箇所下の注意を確認の上、変更を行ってください。

※ パスワードを失念すると再発行手続きが必要となりますので
ご注意ください。

⑥ OCU ナビのログイン画面へ戻り、設定した本パスワードを使用してログインしてください。

学術情報総合センター-医学分館のご案内

インターネットの利用できる環境がなく、お困りの方へ

学術情報総合センター-医学分館で、人事給与WEBシステムの入力、印刷ができます。



年末調整一括申告、就労管理システムの入力、給与明細書の印刷等に利用して下さい。

学術情報総合センター-医学分館(あべのメディックス9階)【TEL】06-6645-3491

◆開館時間

- ・月～金) 9:00 ～ 21:00
- ・土曜日) 10:00 ～ 19:00

◆休館日

- ・日曜日、祝日、年末年始
- ・特別作業期間(夏季・春季作業期間中の一定期間)

◆その他、休館や開館時間の変更は、その都度掲示されます

利用時の注意事項

- ★入退館には、出退勤カードか利用者カードが必要です。
これらをお持ちでない場合は、メインカウンターにて名札等を提示してください。
- ★メインカウンターで人事給与WEBシステム入出力のためにインターネットコーナーを利用したい旨を申し出てください。
- ★利用に際しては、医学分館職員の指示に従ってください。

医学分館(あべのメディックス9階)フロア内

※ 医学分館では、年末調整や人事給与WEBシステムの入力に関する質問には対応していません。

問い合わせは人事課 給与厚生担当(内線: 2723~4)まで。

※ 感染症予防のため、来館時はマスクの着用や手指のアルコール消毒等を心掛け、発熱や倦怠感等の症状がある場合には利用を控えていただきますようお願いいたします。

住宅借入金等特別控除を受けられる方へ



- 控除を受けようとする**最初の年分**については、**確定申告により、控除の適用を受ける必要があります。**(詳細は納税地(原則として住所地)の所轄税務署へ確認してください。)
- **2年目以後の年分は、年末調整で申告**いただけます。
(※本学以外に収入等があり確定申告される方は、**本学の年末調整**もしくは**確定申告**どちらで申告いただいても結構です。)
- 本年12月31日まで引き続き**居住の用に供していない場合には、適用を受けることはできません。**(※年末調整で受付はできません。)

【申告方法】

WEB 申告後、「**住宅借入金等特別控除申告書**」を印刷し、下記添付書類とともに提出。

・添付書類

- ①「**令和3年分 住宅借入金等特別控除申告書**」(原本)
 (※ 控除期間の各年分を一括して税務署から送付されています。
 紛失された場合は税務署に再交付申請してください。)
- ②「**年末残高等証明書**」(金融機関等が発行した原本)

※ 以下に該当する場合は、追加で③の添付書類を追加してください。
 本年中に、住宅ローンを他の金融機関等で借換えをされた方

③借換え前の金融機関等での借り換え直前の残高がわかる書類

※ 借換えを行った場合の住宅借入金等の年末残高は、以下のとおりになります。(web 申告の際は、注意してください)

- (1) $A \geq B$ の場合 対象額 = C
- (2) $A < B$ の場合 対象額 = $C \times A/B$

A = 借換え直前における当初の住宅ローン等の残高
 B = 借換えによる新たな住宅ローン等の借入時の金額
 C = 借換えによる新たな住宅ローン等の年末残高

①②③を申告書の後ろにホッチキス留めのうえ、提出してください。

【問い合わせ先】

人事課給与厚生 担当 内線：2723～4

【年末調整WEB申請マニュアル】

Step.0 申告を行う前に

1.注意事項

・複数のタブ、ブラウザで同時に申告画面を開かないでください。

2.準備する書類

年末調整の申告を行うには、以下の書類が必要です。

- 扶養親族に収入がある場合は収入がわかる書類(給与支払見込証明書・年金額改定通知書等)
- 本人または扶養親族が障がい者である場合は身体障害者手帳の写し

保険料控除がある場合

- 保険料控除証明書(原本)

保険会社から送付されます。

受取人の名前をご確認ください。

互助会で加入している保険については不要です。

住宅控除がある場合

- 借入金の年末残高証明書(原本)

- 税務署が発行した住宅借入金等特別控除申告書/証明書

初年度は税務署にて確定申告します。

その後、控除年数分まとめて税務署から用紙が送られています。

手元にない方は税務署に問合せください。

【注意】今年住宅を購入された方は年末調整の申告はできません。

税務署での確定申告が必要です。

申請に関してわからない点がある場合は以下へご連絡下さい。

杉本地区:人事課
(内線:2023~2024)

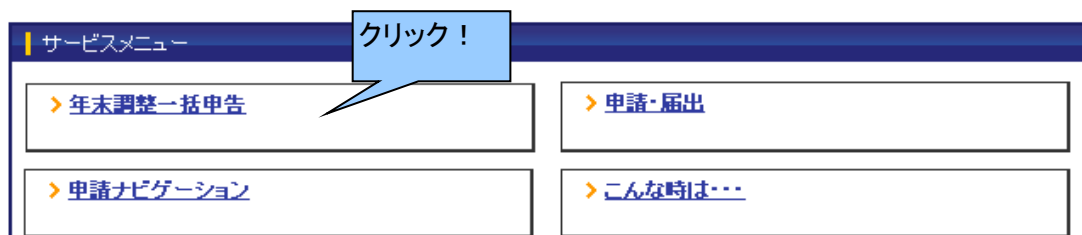
阿倍野地区:病院人事課
(内線:2723~2724)



3.基本的な操作方法

利用するメニューは「年末調整一括申告」です。

※メニューの並び順は個人ごとに異なる可能性があります。



途中で中断したくなった場合には、各画面の一番下にある「一時保存」を押してください。



では早速申請しましょう！
申請は5STEPで完了です。

Step.1 登録情報を確認する

上から順番に、現在登録されている内容を確認します。

①まずはあなたの情報を確認してください。

個人情報

住所情報などに変更がないか？ご確認ください。

本名	高橋 和則
本名カナ	タカハシ カズノリ
生年月日	昭和 35年 5月 4日
郵便番号	107-0052
住民票住所	東京都港区赤坂 2-17-7
世帯主氏名	高橋 和則
世帯主続柄	本人



①住所は「住民票」のある住所です。
現住所ではありません。必ず確認してください。

住民票住所が違う場合は、「本人情報の変更」より修正の申請をしてください。

現住所の変更はWEB画面ではできませんので、杉本人事課/病院人事課までご連絡ください。

世帯主氏名・世帯主続柄以外の本人情報を変更された方は申請が承認されるまで、次の画面に進めません。

②世帯主氏名・世帯主続柄が空白の方、または修正したい方は「本人情報の変更」ボタン→「世帯主を変更する届出」より入力してください。

本人の所得金額

所得金額については、本学で計算した給与所得額を利用します。
それ以外の所得等あれば「本年の所得計算画面へ移行」ボタンを押して入力してください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	0円
本年の所得計算画面へ移動	<input type="button" value="本年の所得計算画面へ移動"/>

ご本人の障害等の情報

障害者情報変更日	障害者区分	知的障害者区分	障害者手帳交付日	身体障害等級	精神障害等級	障害者手帳番号
	無し			なし		

変更がある場合は画面の下部にある「本人情報の変更」ボタンを押します。

クリック！

<input type="button" value="一時保存"/>	<input type="button" value="本人情報の変更"/>	<input type="button" value="次へ"/>
-------------------------------------	--	-----------------------------------

②次は家族の情報を確認します。
表示されている区分(扶養・扶養外)、生年月日や同居・別居、住所が正しいか確認してください。

※家族情報に変更がある場合(就職・離婚等)は杉本人事課/病院人事課までご連絡ください。
WEB画面上では変更できません。
杉本人事課/病院人事課で変更内容を承認するまで申請はストップしてください。

控除対象扶養家族には「所得」の制限がありますので、
収入がある場合には「本年の所得計算画面へ移動」ボタンを押してください。

配偶者の情報

氏名	生年月日	扶養	配偶者控除の額	本年の所得見積額	住所
	同居・別居	源泉控除対象配偶者	配偶者特別控除の額	収入があるときはクリック！ 開いた画面の説明は次のページ	
幼ハシ ヲコ 高橋 芳子	昭和**年**月**日	扶養	38万円	0	本年の所得計算画面へ移動 居住者
	同居	源泉控除対象配偶者	0万円		東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー13F

家族の情報

氏名	続柄	生年月日	扶養	本年の所得見積額	本年の所得計算画面へ移動	非居住者区分
	特定扶養親族 老人扶養親族 16歳未満	同居・別居	同居 老親等	住所	収入があるときはクリック！ 開いた画面の説明は次のページ	
幼ハシ ヲウ 高橋 桜	子	昭和**年**月**日	扶養	0円	本年の所得計算画面へ移動	居住者
	16歳未満	東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー13F				
幼ハシ ヲチ 高橋 隆夫	父	昭和**年**月**日	扶養	0円	本年の所得計算画面へ移動	居住者
		東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー13F				
幼ハシ カエ 高橋 香苗	母	平成**年**月**日	扶養	0円	本年の所得計算画面へ移動	居住者
		東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー13F				

ご家族の障害情報

氏名	障害者区分
高橋 隆夫	特別障害

「家族情報の変更」はWEB画面上ではできません。
変更される方は杉本人事課/病院人事課までご連絡ください。
変更が承認されるまで情報は反映されません。
承認の連絡が来るまで申請をストップしてください。

扶養対象外配偶者で所得が133万円以下の方は、配偶者特別控除の対象となります。
「本年の所得計算画面へ移動」ボタンを押して所得金額を入力してください。
所得の入力がない場合、配偶者特別控除を受けることができません。

※2020年以降、対象となる配偶者の合計所得金額が、
38万円超123万円以下から、48万円超133万円以下に改正されました。

夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。(控除はいずれか一方のみ)

「本年の所得計算画面へ移動」ボタンを押すと、この画面が開きます。

①金額を入力(※)

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
給与所得	950,000 円	0円	400,000円
事業所得	0 円	0	0円
雑所得(公的年金以外)	0 円	0	0円
公的年金	0 円	0円	0円
配当所得	0 円	0	0円
不動産所得	0 円	0	0円
退職所得(一般) (収入金額 - 必要経費) / 2	0 円	0	0円
退職所得(特定役員) 収入金額 - 必要経費	0 円	0	0円
その他の所得	0 円	0	0円
	うち特別控除額	0	
合計所得	-	-	400,000円

「自動計算する」ボタンを押すと金額が入ります。

③金額を確認

②クリック

④クリック

【注意】

「自動計算する」ボタンを押して、「扶養に入れる条件の所得限度額を超えています。扶養家族にする為には所得の金額を調整してください。」のメッセージが表示されましたら、クリアボタンを押して④クリックで一覧に戻った後、杉本人事課/病院人事課までご連絡ください。変更が承認されるまで情報は反映されません。承認の連絡が来るまで申請をストップしてください。

※「給与所得」に入力する金額＝仕事をしてもらったお金

- ・「給与支払見込証明書」(勤務先発行)の総額を収入金額に入力
- ・昨年と同程度の収入で、昨年の源泉徴収票がある場合

平成25年分 給与所得の源泉徴収票

支社住所 神奈川県川崎市幸区新川崎3-4-5ワーク 在受ける者 スマンション101	氏名 (フリガナ) 野村 クロウ 名 (役職名) 係長 佐藤 九九朗	z9901	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
給料・賞与	7,500,000 円		0 円

「収入金額」に入力

- ・毎月一定の収入がある場合、給与明細の課税支給額×12

2014年10月度 給与明細

社員番号	社員名称				
会社名称	株式会社ワークスアプリケーションズ				
【課税支給額】					
基本給	120000	技術手当	20000	課税支給額計	145000
残業手当	5000				

×12を「収入金額」に入力

含まないもの：ハローワークからもらったもの(失業・介護休業・育児休業・出産一時金)

※「公的年金」に入力する金額＝老齢年金

含まないもの：遺族年金/障害者年金

扶養控除人数

扶養家族人数	5人
年少扶養親族人数	1人
控除対象扶養人数	4人
障害者人数	1人

正しい人数になっているか確認します。



③確認・修正が終わったら「次へ」ですすみます

一時保存

本人情報の変更

クリック!

次へ

Step2.保険料控除を申告する

保険料控除に関する情報を登録します。互助会で加入している保険はすでに登録されています。

個人で加入している保険がない方または、確定申告される方は「次へ」

なお、互助会で加入している保険はすでに登録されています。
契約者の氏名・受取人の氏名・続柄のみ追加で登録してください。

戻る 一時保存 自動計算する **クリック!** 次へ

個人で加入している保険がある方は登録します。

登録の前に



互助会で加入している保険はすでに登録されています。念のため確認してください。

昨年WEB申請した保険は会社名・種別がすでに登録されています。金額を入力してください。

個人で入っている保険について、まだ控除できる場合は「追加」ボタンより追加が可能です。

生命保険控除 **クリックで追加** **追加** 旧生命保険料合計額 残り7,390円未満
新生命保険料合計額 限度額を超え

削除	保険会社の名称	保険の種類	保険期間	証明書の添付	
	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	受取人とあなたとの続柄	差引保険料	一般生命適用制度
削除	ワークス生命	(団体)総合医療コース	99年	必要	
	高橋和則	高橋芳子 ※	配偶者	92,610円	旧

控除に利用できる金額には限度があります。限度を超えた場合、以下のように表示されます。

控除額の限度額を超えています。これ以上の入力是不要です。

生命保険控除 **追加**

旧生命保険料合計額 限度額を超えていますので、これ以上の入力是不要です。
新生命保険料合計額 限度額を超えていますので、これ以上の入力是不要です。

全ての入力が終わったら「自動計算する」ボタンを押し、直上の合計額・控除額・細目を確認します

戻る 一時保 **クリックで計算** 自動計算する 次へ

次ページ以降は保険会社から送られてきた証明書の
どの項目をどこに入力するかについて番号の対応で説明します。
なお、本資料の証明書はイメージです。保険会社によって形式は異なります。



生命保険・介護保険料

生命保険料控除証明書(一般・介護医療用)

2012年分(平成24年分) 適用制度: 旧制度・新制度

契約者 **4** 高橋 和則 様

保険種類 **2** 定期保険特約付終身保険 保険期間 **3** 終身

証券番号 123456789 配当方法 積立

契約日 1990年 8月 10日 支払方法 口座振替毎月払

2012年 9月までのお払込額を以下のとおり証明します。

分類	保険料(A) 円	配当額(相当額)(B) 円	証明額(A-B) 円
旧制度 一般	75,000	20,000	55,000
新制度 一般	105,000	0	105,000
新制度 介護医療	45,000	0	45,000

(ご参考) 年12回払のご契約で12月末までのお払込金額

分類	年間保険料(a) 円	配当額(相当額)(b) 円	申告額(a-b) 円
旧制度 一般	75,000	20,000	55,000
新制度 一般	140,000	0	140,000
新制度 介護医療	80,000	0	80,000

6

1 △△生命保険株式会社

【注意】
9月までの額ではなく、
12月末までの金額を入力

一般⇒生命保険料控除
介護⇒介護保険料
の枠にそれぞれ入力

生命保険控除 追加 旧生命保険料合計額 残り7,390円まで
新生命保険料合計額 限度額を超え

削除	保険会社 の名称	保険の種類	保険 期間	証明書の 添付 要件	一般生命 適用制度
削除	△△生命 1	定期保険特約付終身保険 2	99年 3	必要	旧 6
	高橋和則 4	高橋芳子 *	配偶者	55,000 5 *	
削除	△△生命	定期保険特約付終身保険	99年	必要	新 6
	高橋和則	高橋芳子 *	配偶者	140,000 5 *	

★略称OK

終身の場合は「99」年と入力

介護医療保険控除 追加 介護医療保険料合計額 残り80,000

削除	保険会社 の名称	保険の種類	保険 期間	証明書の 添付 要件
削除	△△生命 1	定期保険特約付終身保険 2	99年 3	必要
	高橋和則 4	高橋芳子	配偶者	80,000円 5 *

【参考】
介護はすべて「新」なので、新・旧の選択肢がありません

個人年金保険料

生命保険料控除証明書(個人年金・一般・介護医療用)

2012年分(平成24年分) 適用制度: 旧制度 **7**

契約者 高橋 和則 様

年金受取人 (生年月日 1960年 **5** 月 4日)
高橋 和則 様

保険種類 **2** 配当付 個人年金保険 年金支払期間 **3** 10年

証券番号 123123123123 配当方法 積立

契約日 2007年9月1日 年金支払開始日 **4** 2028年9月1日 保険料払込期間 21年

振込方法 口座振替毎月払

2012年9月までのお払込額を以下のとおり証明します。

分類	保険料(A) 円	配当額(相当額)(B) 円	証明額(A-B) 円
年金	110,000	0	110,000
一般	0	0	0
介護医療	*****	*****	*****

(ご参考) 年12回払のご契約で12月末までのお払込金額

分類	年間保険料(a) 円	配当額(相当額)(b) 円	申告額(a-b) 円
年金	120,000	0	6 120,000
一般	0	0	0
介護医療	*****	*****	*****

1 △△生命保険株式会社

【注意】
9月までの額ではなく、
12月末までの金額を入力

個人年金控除 追加

削除	保険会社 の名称	年金の種類	年金支払 期間
削除	保険料 契約者の氏名	保険金等の 受取人の氏名	受取人と あなたとの続柄
<input type="checkbox"/>	△△生命 1	配当付個人年金保険 2	10年 3
	高橋和則	高橋和則 5	本人

★略称OK

【注意】
受取人が本人または配偶者の
場合に限り申告できます。

個人年金 支払開始日	証明書 の添付
差引保険料	個人年金 適用制度
平成 40年 09月 01日 4	必要
120,000 円 6	旧 7

地震保険料

平成 22 年分 地震保険料控除対象掛金証明書
 証明日 平成 22 年 9 月 4 日

地震保険料控除（所得税法第 7 条）にかかる所得控除申告のための証明
 事項を、2 つとおし証明します。

ご契約者 **高橋 和則 様**

県	組合	支所	契約番号	契約年月日	共済種類
				平成 20 年 8 月 8 日	建物更生
1,500万円			共済期間	内、住宅部分の火災共済金額	
			30年	(万円)	
地震保険料	控除対象掛金(月額)	割戻金	年間控除対象掛金証明額		
	2,000円		24,000円		
旧長期損害	共済掛金(月額)	割戻金	年間払込掛金合計		
	3,000円		36,000円		
8月までお払込済(払込継続中)			満期返戻金あり		

1 〇〇〇協同組合

証明金額についてのご注意

[保険料控除の該当区分について]
 この契約の共済掛金は、地震保険料控除または地震保険料控除の経過措置のいずれかを適用できます。税法にもとづき、計算した控除額のいずれか多い方をご選択ください。

[保険料控除の対象証明額について]
 「年間控除対象掛金証明額」（地震保険料控除）、「年間払込掛金合計」（経過措置）は本年中に12月掛金までお払込み済の場合の申告額です。本年中の掛金払込みにもとづき申告してください。共済掛金の増減を伴うような変更があった場合には、その年から経過措置の適用が受けられなくなります。

申告の際には、申告書に当該証明書を添付する必要がありますので、大切に保管してください。

損害保険控除

追加 長期損害保険料合計額 残り20,000円まで入力できます。
 地震保険料合計額 残り50,000円まで入力できます。

[地震保険1]

★略称OK

削除	<input type="button" value="削除"/>
保険会社等の名称	1 〇〇〇協同組合
契約者の氏名	2 高橋和則
保険対象になった家屋に居住 若しくは家財を利用しているもの 又は傷害等の保険の被保険者の氏名	高橋和則 ※
あなたとの続柄	本人
証明書の添付	-
	地震保険 旧長期
保険等の種類(目的)	地震保険 建物更生 4
保険期間	30年 30年 5
差引保険料	3 24,000円 ※ 36,000円 ※ 6

1枚の証明書に両方記載ある場合は「地震保険」「旧長期保険」の欄にそれぞれ入力してください。
 ただし、制度上はどちらかの控除しか受けられません。
 「自動計算する」ボタンを押すと、有利な方が選択され、控除に利用されます。

国民年金保険料

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書																	
1	<p>平成23年中1月1日から9月30日まで納付していた国民年金保険料額は、次のとおりであることを証明いたします。</p> <p>証 明 日 平成23年10月1日</p> <p>歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 印</p>																
2	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成23年中の納付済保険料額</th> </tr> <tr> <th>①納付済額</th> <th>納付済保険料の証明額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,222,229円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【参考】</td> </tr> <tr> <td>②見込額</td> <td>10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,222,229円</td> </tr> <tr> <td>③合計額</td> <td>①納付済額+②見込額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(②見込額がある場合に表示) 2,222,229円</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年中の納付済保険料額		①納付済額	納付済保険料の証明額		2,222,229円	【参考】		②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額		2,222,229円	③合計額	①納付済額+②見込額		(②見込額がある場合に表示) 2,222,229円
平成23年中の納付済保険料額																	
①納付済額	納付済保険料の証明額																
	2,222,229円																
【参考】																	
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額																
	2,222,229円																
③合計額	①納付済額+②見込額																
	(②見込額がある場合に表示) 2,222,229円																

【注意】見込額の記載がある場合には見込額、ない場合は納付済保険料を入力

国民年金保険料

追加

削除	国民年金の種類	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたとの続柄	本年中に支払った保険料	証明書の添付
削除	国民年金	高橋 桜 1	長女	162,950円 2	必要

社会保険料(国民年金以外)

社会保険料控除

追加

社会保険料合計額 0円

削除	社会保険の種類	保険料を支払先の名称	本年中に支払った保険料	証明書の添付
	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたとの続柄	給与から引かれている社会保険料は入力不要です	
削除			0円※	-

個人型確定拠出年金(iDeCo)等掛金控除

小規模企業共済等掛金控除

種類	本年中に支払った掛金	証明書の添付
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	0円※	必要
個人型年金加入者掛金	0円※	必要
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	0円※	必要

入力が終わったら「次へ」ですすみます

一時保存 自動計算する 次へ



クリック!

Step3.住宅取得控除を申告する

住宅借入金等特別控除に関する情報を登録します。

申告が必要かどうか、どの入力方法かを確認します。

控除を受けない場合は「次へ」で進んでください。

選択

- 本年、住宅取得控除は受けません。 XXXX年に居住開始の方もこちらです。
(本年は確定申告になります。)
- 本年、住宅取得控除を申請します。 XXXX年からXXXX年の間に入居した場合はこちらです。

戻る 一時保存 自動計算する **クリック!** 次へ

控除をうける方は情報を登録します。

- 本年、住宅取得控除は受けません。 平成XX年に居住開始の方もこちらです。
(本年は確定申告になります。)
- 本年、住宅取得控除を申請します。 平成XX年から平成XX年の間に入居した場合はこちらです。

選択

	入力方法	種類	居住年月日	借入残高	控除率	控除限度額	特別控除額
入力未完了	自動計算	一般	平成XX年XX月XX	-	X%	XXX,XXX	-
編集	削除						

クリック



- 本年、住宅取得控除は受けません。 XXXX年に居住開始の方もこちらです。
(本年は確定申告になります。)
- 本年、住宅取得控除を申請します。 XXXX年からXXXX年の間に入居した場合はこちら

現在登録している申請はありません。

初めて住宅取得控除を申告する場合はクリック

自動計算で控除申請を追加

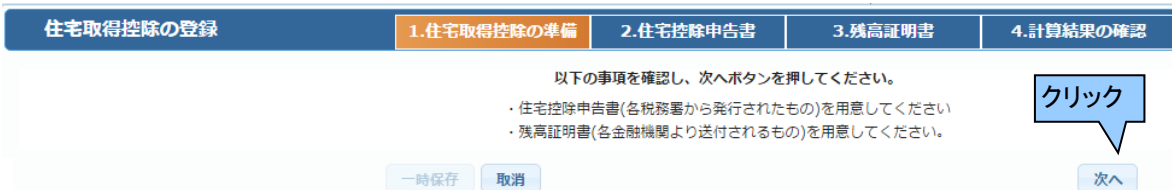
控除額を自動計算

① 申告に必要な書類を準備します

【準備する書類】

- ・住宅控除申告書(各税務署から発行されたもの)
- ・残高証明書(各金融機関より送付されるもの)

<住宅控除申告 1ページ目>



② 税務署から送付された証明書の情報を記載します

住宅借入金等特別控除にはいくつかの区分があります。

区分によって控除率、上限額が異なるため、証明書(申告書下部)の記載で必ず確認します

■ 2018年までの取得

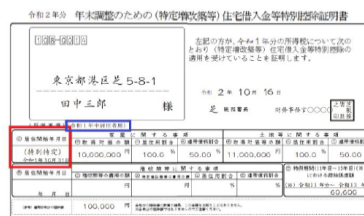
証明書部分の
居住開始日の横
用紙右下の枠外の記載
を確認することで選択する制度を判断できます。



記載内容	選択する制度	
	(特定)なし	(特定)
居住者用	一般	一般(特定取得)
居住者・特例用	特例	
居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用	特定増改築	
居住者・長期優良住宅用	長期優良住宅	長期優良住宅(特定取得)
居住者・低炭素住宅用	低炭素住宅	低炭素住宅(特定取得)
居住者・認定住宅用	長期優良住宅	長期優良住宅(特定取得)

■ 2019年以降の取得

証明書部分の
居住開始日の横
用紙中央の枠外の記載
を確認することで選択する制度を判断できます。



記載内容	選択する制度		
	(特定)なし	(特定)	(特別特定)
居住者用	一般	一般(特定取得)	一般(特別特定)
居住者・特例用	特例		
居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用	特定増改築		
居住者・長期優良住宅用	長期優良住宅	長期優良住宅(特定取得)	長期優良住宅(特別特定)
居住者・低炭素住宅用	低炭素住宅	低炭素住宅(特定取得)	低炭素住宅(特別特定)
居住者・認定住宅用	長期優良住宅	長期優良住宅(特定取得)	長期優良住宅(特別特定)

(参考事項)
私が、平成24年分の所得税について適用を受けた住宅借入金等特別控除の内容は、次のとおりです。

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等をした部分に係る事項		
項目	家屋	土地等	項目	増改築等	
居住開始年月日	平成24年 05月 02日		居住開始年月日	平成24年 月 日	
家屋又は土地等の取得対価の額	30,000,000		増改築等の費用の額		
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	80.5		②のうち居住用部分の費用の額		
④又は⑤のうち居住部分の床面積又は面積	80.5		住宅借入金等特別控除額		

(平成24年中居住)

<住宅控除申告 2ページ目>

2018年までの取得

住宅取得控除の登録

1.住宅取得控除の準備 2.住宅控除申告書 3.残高証明書 4.計算結果の確認

1.住宅借入金等特別控除証明書の内容を転記してください。

【新築又は購入した家屋に係る事項】		
項目	家屋	土地等
1 居住年月日	平成 30 年 01 月 01 日	
2 家屋又は土地等の取得対価の額	111,111 円	1,111 円
3 家屋又は土地等の総床面積又は総面積	0.00 m ²	0.00 m ²
4 うち居住用部分の床面積又は面積	0.00 m ²	0.00 m ²

【増改築等をした部分に係る事項】		
項目	増改築等	
5 居住年月日	平成 30 年 01 月 01 日	
6 増改築等の費用の額	111,111 円	
7 うち居住用部分の費用の額	0 円	
特定増改築等の費用の額	0 円	

2.控除の種別を選択してください。

新築又は購入した家屋に係る控除の種類	8	控除率	1.0%
増改築等をした部分に係る控除の種類		控除率	1.0%

該当する制度にチェック
※確認方法は前ページ参照

次へ

クリック

2019年以降の取得は、以下の画面に証明書の記載に従い入力してください。

令和2年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和1年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

令和2年 10月 16日
足 野 啓 輔 氏 関係者番号○○○○ 芝 野 啓 輔 氏 田 中 三 郎 様

東京都港区芝5-8-1

対象となる事項			土地等に関する事項		
取得対価の額	居住用割合	連帯債務割合	取得対価の額	居住用割合	連帯債務割合
1 10,000 円	2 50.0%	3 50.0%	4 111,111 円	5 50.0%	6 50.0%

増改築等に関する事項		
項目	増改築等の費用の額	特定増改築等の費用の額
7 居住年月日	平成 30 年 01 月 01 日	
8 費用の額	111,111 円	0 円

控除率 1.0%

③銀行から送られてきた残高証明書の内容を転記します

SAMPLE 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (別添)

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住 宅	1	東京都港区赤坂1-17-7 赤坂溜池タワー13F	
	氏 名		高橋 和則	
住宅借入金等の内訳	2	① 住宅のみ	2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額	3	30,000,000 円
	当初金額	5	平成 24 年 6 月 2 日	4
償還期間又は賦払期間	6	24 年 6 月から	20 年 月間	
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額				円
(摘要)	7	連帯債務者	高橋 芳子	



取得控除の登録 借換していたらチェック 申告書 3.残高証明書 4.計算結果の確認

残高証明書1

残高証明書を追加

複数ある場合はクリック

1.以前に借換を行ったことがありますか? はい いいえ

2.残高証明書の内容を転記してください。

金融機関名

住宅取得資金の借入れ等をしている者

住所 1

氏名

住宅借入金等の内訳

2

住宅のみ 土地等のみ 住宅及び土地等 増改築

住宅借入金等の金額

年末残高 3

当初金額 5

平成 年 月 日

4

0円

0円

償還期間又は賦払期間

6

平成 年 月 日

期間: 0年 0ヵ月

3.住宅取得及び増改築の際、連帯債務を行っていますか? はい いいえ

7 証明書の摘要欄に連帯債務者の記載がある場合、「はい」にチェック&入力



3.住宅取得及び増改築の際、連帯債務を行っていますか? はい いいえ

連帯債務者氏名

連帯債務者住所

勤務先名称

勤務先住所

申告者本人の連帯債務割合 0.00%

※勤務先名称、勤務先住所は、勤務先が存在する場合のみご記入ください

【注意】自分の負担割合を入力

入力したらクリック

一時保存 取消 次へ

④情報を確認します

【CHECK POINT】

- 1 正しい区分に値が入っているか
- 2 連帯債務の場合は按分した金額に になっているか
- 3 連帯債務者の記載は正しいか
- 4 申告書と同じ%になっているか

の登録	1.住宅取得控除の準備	2.住宅控除申告書	3.残高証明書	4.計算結果の確認
-----	-------------	-----------	---------	-----------

計算結果を確認し、入力完了ボタンを押してください。

	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	A 住宅のみ	B 土地のみ	C 住宅及び土地等 (増改築及び土地等)	項目	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	[1] 15,000,000 円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高 [6]	円
家屋又は土地等の取得対価の額	[2] 35,800,000 円	円	円	増改築等の費用の額 [7]	円
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	[3] 80.5 m ² / 80.5 m ² = 100.0 %			増改築の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合 [8]	
取得対価の額に係る借入金等の年末残高 ([1]と[2]の少ない方)	[4] 15,000,000 円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高 ([6]と[7]の少ない方)	円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高 ([4]×[3])	[5] 15,000,000 円	円	円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高 ([9]×[8])	円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高 ([5]+[10])	[11] 15,000,000 円	年間所得の見積額	円	連帯債務による住宅借入金等の年末残高 [1]	30,000,000 円
特定増改築等の費用の額	[12]				
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高 ([11]と[12]の少ない方)	[13]				
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ([1]×1.0%)	[14] 150,000 円				

控除額	特定増改築等の費用の額 (備考の(注2)参照) ⑫	(下の㉒)
控除額の計算	特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高 (⑪と⑫の少ない方) (備考の(注2)参照) ⑬	(最高20)
控除額の計算	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (⑪×1%) ⑭	(100円未満)

入力完了

クリック!



問題がなければ「次へ」で進んでください。

Step4.申告内容を確認する

今までに登録した内容をもう一度確認します。

1.個人情報 ▶ 2.保険料控除 ▶ 3.住宅控除 ▶ **4.送信前確認** ▶ 5.印刷・完了



表示内容に間違いがないことを確認し『送信ボタン』を押してください。

扶養控除対象外の配偶者収入が未入力の場合
「所得が0円または扶養に入れる条件の限度額内です。扶養家族の対象とすることが可能です。」のメッセージが出ます。
対象外であればそのまま進んで問題ありません。

旧生命保険料合計額 128,610円 限度額を超えていますので、これ以上の入力不要です。
新生命保険料合計額 0円 限度額を超えていますので、これ以上の入力不要です。
介護医療保険料合計額 80,000円 限度額を超えていますので、これ以上の入力不要です。
旧個人年金保険料合計額 120,000円 限度額を超えていますので、これ以上の入力不要です。
新個人年金保険料合計額 0円 限度額を超えていますので、これ以上の入力不要です。
長期損害保険料合計額 0円 残り20,000円まで入力できます。
地震保険料合計額 24,000円 残り26,000円まで入力できます。

個人情報

住所情報などに変更がないか？ご確認ください。

本名	高橋 和則
本名カナ	タカハシ カズノリ
生年月日	昭和35年5月4日
郵便番号	107-0052
住民票住所	東京都港区赤坂 2-17-7

送信後は情報を変更できません。
送信前に内容を十分に確認してください。

送信後、変更が必要な場合は以下へご連絡下さい。

杉本地区：人事課
(内線：2023～2024)
阿倍野地区：病院人事課
(内線：2723～2724)

間違いがなければクリック！

戻る 一時保存 印字イメージPDF 送信

画面で帳票の状態を確認する場合はクリック
※印刷はできません
間違いがあれば、戻るボタンで前画面に戻り修正してください。



申請は終了です。保険料控除/住宅控除申請入力した場合は
次のSTEPで印刷をお願いします

Step5.申告完了

保険料控除・住宅控除申告書を印刷し、添付書類をつけて提出します

印字イメージを押して表示される画面を印刷して

印字イメージPDF

Get Adobe Reader PDFを閲覧・印刷するにはAd

ボタンが表示されていたらクリック
(STEP3保険料、STEP4住宅控除の入力がない場合は表示されません)
⇒表示された画面を印刷(※片面A4横で印刷して下さい 押印不要です)
⇒内容確認
⇒必要書類添付
⇒提出
扶養控除申告書はWEB申請で完了、印刷は不要です

全ての帳票を印字する場合はこちら

以下の保険の保険料証明書が必要です。

保険会社 = 差引保険料 = 55,000 円の生命保険
保険会社 = 差引保険料 = 140,000 円の生命保険
保険会社 = 差引保険料 = 80,000 円の介護医療
保険会社 = 差引保険料 = 120,000 円の個人年金
保険会社 = 差引保険料 = 24,000 円の地震保険
保険料 = 162,950 円の国民年金

**【注意】ここに書かれているものは
添付が必要な書類です。
添付がないと控除が受けられません。
※互助会で加入している保険については証明書添付不要です**

証明書は、年末調整の帳票を印刷後に、裏面に添付してから送付してください。

住宅取得にかかわる債務の年末残高証明書の添付が必要です。

印字イメージPDF

ホーム



以上で申告は終了です。

印刷した書類/提出必要書類は
杉本人事課/病院人事課に提出してください。

お疲れ様でした。



令和3年分 年末調整 Q&A集

年末調整に関するお問い合わせ先

対応時間:8:45～17:15

<電話>

【杉本人事課】

内線:2023～2024

外線:06-6605-2023～2024

【病院人事課】

内線:2723～2724

外線:06-6645-2723～2724

1. 年末調整一括申告

1.1. 全般																
Q1:事前に準備が必要な書類・情報はなんですか	<p>A:以下の書類・情報をご準備ください。 なお、紛失時の手続きや内容の確認については杉本人事課や病院人事課では分かりかねます。 【確認先】へご自身でご連絡ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>ご家族の扶養控除を申告する場合</td> <td>扶養とご家族の今年一年の収入見込金額を証明するもの 年金受給者は年金改定通知書（コピー可）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>年の途中で就職した場合</td> <td>前の勤務先の源泉徴収票 【紛失等の確認先】前の勤務先</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>個人契約の保険料を支払っている場合</td> <td>保険会社の発行する「保険料控除証明書」 ※社会保険料の場合は領収書や証明書 【紛失等の確認先】保険会社（社会保険料の場合は役所）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>住宅ローンを組んでいる場合</td> <td>金融機関の発行する「借入金の年末残高証明書」 【紛失等の確認先】借入先金融機関 税務署より交付を受けた 「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」 【紛失等の確認先】最寄りの税務署</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ご本人またはご家族が税法上の障害者に該当する場合</td> <td>障害の等級や認定年月日の確認できる書類（コピー可） 【紛失等の確認先】お住まいの市区町村役場</td> </tr> </table>	1	ご家族の扶養控除を申告する場合	扶養とご家族の今年一年の収入見込金額を証明するもの 年金受給者は年金改定通知書（コピー可）	2	年の途中で就職した場合	前の勤務先の源泉徴収票 【紛失等の確認先】前の勤務先	3	個人契約の保険料を支払っている場合	保険会社の発行する「保険料控除証明書」 ※社会保険料の場合は領収書や証明書 【紛失等の確認先】保険会社（社会保険料の場合は役所）	4	住宅ローンを組んでいる場合	金融機関の発行する「借入金の年末残高証明書」 【紛失等の確認先】借入先金融機関 税務署より交付を受けた 「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」 【紛失等の確認先】最寄りの税務署	5	ご本人またはご家族が税法上の障害者に該当する場合	障害の等級や認定年月日の確認できる書類（コピー可） 【紛失等の確認先】お住まいの市区町村役場
1	ご家族の扶養控除を申告する場合	扶養とご家族の今年一年の収入見込金額を証明するもの 年金受給者は年金改定通知書（コピー可）														
2	年の途中で就職した場合	前の勤務先の源泉徴収票 【紛失等の確認先】前の勤務先														
3	個人契約の保険料を支払っている場合	保険会社の発行する「保険料控除証明書」 ※社会保険料の場合は領収書や証明書 【紛失等の確認先】保険会社（社会保険料の場合は役所）														
4	住宅ローンを組んでいる場合	金融機関の発行する「借入金の年末残高証明書」 【紛失等の確認先】借入先金融機関 税務署より交付を受けた 「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」 【紛失等の確認先】最寄りの税務署														
5	ご本人またはご家族が税法上の障害者に該当する場合	障害の等級や認定年月日の確認できる書類（コピー可） 【紛失等の確認先】お住まいの市区町村役場														
Q2:保険料控除や扶養家族がなくても年末調整一括申告を行う必要がありますか	A:扶養控除は毎月の給与から控除される所得税を決定する非常に重要な書類となりますので、扶養親族がない場合でも申告を行う必要があります。保険料控除は申告するものがない場合は提出しただけで結構です。															
Q3:年内に退職予定ですが、年末調整一括申告を行う必要がありますか	A:退職日が本年12月31日の場合は年末調整を行うため、提出が必要です。それ以前の退職の場合は年末調整を行わないため申告は不要です。 （甲欄適用で12月給与の支払を受けた人は対象）															
Q4:年末調整一括申告実施期間中に出張等で職場にいません。	A:杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。															
Q5:書類が足りず、年末調整一括申告期間中に提出できません。	A:杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。 なお、申告が遅れた場合、12月給与での還付徴収に間に合わない可能性があります。															
Q6:自分で確定申告に行く予定ですが、年末調整一括申告を行う必要がありますか	A:確定申告に行く場合も、扶養控除は毎月の給与から控除される所得税を決定する書類となりますので、大学での申告が必要です。 （保険料控除は大学で申告されても確定申告されてもどちらでも結構です）															
Q7:年末調整で医療費控除はできますか	A:医療費控除は大学ではできません。確定申告を行ってください。															
Q8:確定申告はいつどこに行けば良いですか	A:確定申告は毎年2月16日～3月15日の1ヶ月間です。 最寄りの税務署で申告できます。詳細は最寄りの税務署にご確認ください。															

1.2. 画面操作・入力方法について	
Q1: 申告の途中で前の画面に戻りたくなかった場合、どうすれば良いですか	A: 申告画面一番下の【戻る】をクリックし、前の画面に戻ってください。ブラウザの「戻る」は使用しないでください。使用するとエラーとなり申告をやり直す必要があります。
Q2: 申告の途中で中断をしたいのですが、その場合最初からやり直す必要がありますか	A: 申告を途中で中断したい場合は【一時保存】をクリックしてください。入力が完了しているところまで一時保存されます。申告を再開する場合には【一時保存書類一覧】もしくは【年末調整一括申告】のどちらからでも再開可能です。「再開」ボタンを押して進んでください。

1.3. 各入力画面	
1.3.a) STEP1 個人情報を確認する	
Q1:個人情報申請の変更日付はいつを入力したらよいですか	A:実際に変更があった（もしくはある予定の）日を入力してください。
Q2:変更の届出を出したのに、画面に反映されません	A:住民票住所・寡婦ひとり親区分・障害者区分は変更が承認されるまでは年末調整一括申告の画面に反映されません。承認されるまでお待ちください。
<本人情報の確認>	
Q3:引っ越したが住民票を移していません。転居前と後、どちらの住所で確認すべきですか	<p>【基本の答え】 A:年末調整では転居後の住所を申請してください。 なお、引越しをした場合、住民票住所は転居から14日以内に移す必要があります。早急に市区町村役場にて住民票の異動をお願いいたします。</p> <p>【本人の事情により住民票を移さない場合】 A: 年末調整では住民票がある住所を申告します。 事情により住民票を移されない場合は転居前の住所で結構です。</p>
Q4:単身赴任をしていて住民票住所とは別の住所に住んでいます。どちらの住所で確認すべきですか	A:年末調整では住民票がある住所を記載する必要があります。 住民票を移していない場合はご家族が居住する家の住所を申請してください。
Q5:世帯主氏名・世帯主続柄が空白になっているが、どうしたらいいのですか	A: 世帯主氏名・世帯主続柄は昨年の申告書をもとに登録しています。 空白の場合は「本人情報の変更」ボタンをクリックし、「世帯主を変更する届出」より入力してください。

Q6:寡婦（夫）とはなんですか	<p>A:寡婦（夫）控除は令和2年に改正されました。改正後の寡婦とは下記の条件にあてはまる方のことを言います。合計所得金額のチェックは杉本人事課、病院人事課で行いますので、それ以外の条件に当てはまる場合は寡婦としての申請をしてください。</p> <p>寡婦 改正後の「寡婦」とは、次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族を有すること 合計所得金額が500万円以下であること その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額が500万円以下であること その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと <p>特別の寡婦に該当する場合の寡婦控除の特例は令和2年に廃止されひとり親控除が適用されます。適用要件はQ7の回答を参照ください。</p> <p>寡夫 寡夫控除は令和2年分から、ひとり親控除に変わりました。</p>																																
Q7:ひとり親とはなんですか	<p>A:婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。合計所得金額のチェックは杉本人事課、病院人事課で行いますので、それ以外の条件に当てはまる場合はひとり親としての申請をしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと 生計を一にする子がいること 合計所得金額が500万円以下であること <p>ひとり親控除は令和2年分の所得税から適用されます。</p> <p>なお、令和2年改正前は「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当していた方の場合、上記の要件を満たせば「ひとり親」に該当することとなります。</p>																																
Q8:障害等級に変更がありました。どうしたら良いですか	<p>A:「本人情報の変更」より新しい等級を申請してください。 申請後、障害者手帳のコピーを杉本人事課もしくは病院人事課まで提出してください。</p>																																
Q9:障害区分はどのように選択したら良いですか	<p>A:障害者手帳等に記載されている内容を確認し、以下を参考に選択してください。</p> <table border="1" data-bbox="513 1347 1449 1975"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>特別障害</th> <th>障害</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>1級</td> <td>左記以外の級</td> <td>精神障害者保健福祉手帳のコピー</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳</td> <td>1級 又は2級</td> <td>左記以外の級</td> <td>身体障害者手帳のコピー</td> </tr> <tr> <td>児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の知的障害者判定</td> <td>重度</td> <td>左記以外</td> <td>知的障害者手帳のコピー</td> </tr> <tr> <td>常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある（認知症等）</td> <td>全員</td> <td></td> <td>医師の診断書要介護認定を受けている場合は障害者控除対象者認定書</td> </tr> <tr> <td>その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人（寝たきり）</td> <td>全員</td> <td></td> <td>医師の診断書要介護認定を受けている場合は障害者控除対象者認定書</td> </tr> <tr> <td>戦傷病者手帳</td> <td>特別項症から第3項症</td> <td>左記以外</td> <td>戦傷病者手帳のコピー</td> </tr> <tr> <td>被爆者健康手帳</td> <td>全員</td> <td></td> <td>被爆者健康手帳のコピー</td> </tr> </tbody> </table>	対象	特別障害	障害	提出書類	精神障害者保健福祉手帳	1級	左記以外の級	精神障害者保健福祉手帳のコピー	身体障害者手帳	1級 又は2級	左記以外の級	身体障害者手帳のコピー	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の知的障害者判定	重度	左記以外	知的障害者手帳のコピー	常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある（認知症等）	全員		医師の診断書要介護認定を受けている場合は障害者控除対象者認定書	その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人（寝たきり）	全員		医師の診断書要介護認定を受けている場合は障害者控除対象者認定書	戦傷病者手帳	特別項症から第3項症	左記以外	戦傷病者手帳のコピー	被爆者健康手帳	全員		被爆者健康手帳のコピー
対象	特別障害	障害	提出書類																														
精神障害者保健福祉手帳	1級	左記以外の級	精神障害者保健福祉手帳のコピー																														
身体障害者手帳	1級 又は2級	左記以外の級	身体障害者手帳のコピー																														
児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の知的障害者判定	重度	左記以外	知的障害者手帳のコピー																														
常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある（認知症等）	全員		医師の診断書要介護認定を受けている場合は障害者控除対象者認定書																														
その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人（寝たきり）	全員		医師の診断書要介護認定を受けている場合は障害者控除対象者認定書																														
戦傷病者手帳	特別項症から第3項症	左記以外	戦傷病者手帳のコピー																														
被爆者健康手帳	全員		被爆者健康手帳のコピー																														

Q10:障害区分に該当しますが、必要な申請項目はなんですか	A:障害区分・障害等級・手帳番号・手帳交付日付を入力してください。
Q11:介護保険法の規定による要介護認定は障害者控除の適用を受けられますか	A:要介護認定では障害者控除を申請できません。障害者控除を受けるためには所得税法上の障害者として、市区町村長等が発行する「控除対象者認定書」の交付を受ける必要があります。
Q12:障害者手帳のコピーは毎年提出が必要ですか	A:障害の状況を確認するため、毎年提出いただく必要がございます。
<家族情報>	
Q13:表示されている家族情報に誤りがあります	A:杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。 こちらから必要書類を送りますので、ご記入のうえ提出ください。 変更が承認されるまでは「年末調整一括申告」はできません。 承認後、申告を再開してください。
Q14:家族が障害者に認定されました	A:杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。 障害者認定の必要書類を送りますので、ご記入のうえ提出ください。 変更が承認されるまでは「年末調整一括申告」はできません。 承認後、申告を再開してください。
Q15:12月中に婚姻、出産等変更の予定があります。どうしたら良いですか	A:現時点での状況で年末調整一括申告を行ってください。 状況に変更があった後、杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。
Q16:扶養外だった家族が今年で退職し、来年1月から扶養に入る予定です。どのように申請を行えば良いですか	A:杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。 扶養認定の必要書類を送りますので、ご記入のうえ提出ください。 変更が承認されるまでは「年末調整一括申告」はできません。 承認後、申告を再開してください。
Q17:扶養に入れていた家族が今年死亡しました。既に届け出はしていますが、画面に表示されていません。	A:本年中に死亡した方については今年の年末調整の控除対象となります。そのため、画面に表示されている状態が正しい状態となります。 (翌年から画面/申告書には表示されません。)
Q18:配偶者控除と配偶者特別控除はどちらも受けられますか	A:両方の控除を受けることはできません。所得によりどちらか一方を受けることとなります。 配偶者特別控除を受けるための要件 (1) 控除を受ける人のその年における合計所得金額が1千万円以下であること。 (2) 配偶者が、次の五つのすべてに当てはまること。 イ 民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません) ロ 控除を受ける人と生計を一にしていること。 ハ その年に青色申告者の事業専従者としての給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。 ニ 他の人の扶養親族となっていないこと。 ホ 年間の合計所得金額が48万円超133万円以下であること。
Q19:「所得」の計算方法が分かりません	A:収入を確認し、「自動計算ボタン」で開く画面で計算を行ってください。
Q20:母が老齢年金を受給しています。扶養にいられますか	A:年間の合計所得が48万円未満であれば扶養(所得税控除)にいられます。公的年金等の収入のみで、その合計が60万円まで(65歳未満)もしくは110万円まで(65歳以上)の場合、所得金額が0円となるため、扶養にいられます。 扶養手当は年間130万円未満の収入となっています。詳しくは杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。
Q21:【所得を計算する】は必ず行う必要がありますか	A:収入がある場合は必ず行う必要があります。

<p>Q22:【所得を計算する】を行った ら「扶養に入れる条件の所得限度 額を超えています。扶養家族にす る為には所得の金額を調整して ください。」というメッセージが表 示されました。どうしたら良いで すか。</p>	<p>A: 対象者の所得税控除の変更手続きが必要になりますので杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。必要書類を送りますので、ご記入のうえ提出ください。変更が承認されるまでは「年末調整一括申告」はできません。承認後、申告を再開してください。</p>																			
<p>Q23:所得計算の際に利用すべき収 入が分かりません。</p>	<p>A:以下を参考に入力・計算を行ってください</p> <table border="1" data-bbox="513 462 1460 612"> <tr> <td>出産手当金</td> <td>含まない</td> <td>遺族年金</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>含まない</td> <td>失業給付金</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td>育児休業給付金</td> <td>含まない</td> <td>休業補償</td> <td>含まない</td> </tr> <tr> <td>公的年金</td> <td>含む</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				出産手当金	含まない	遺族年金	含まない	出産育児一時金	含まない	失業給付金	含まない	育児休業給付金	含まない	休業補償	含まない	公的年金	含む		
出産手当金	含まない	遺族年金	含まない																	
出産育児一時金	含まない	失業給付金	含まない																	
育児休業給付金	含まない	休業補償	含まない																	
公的年金	含む																			

1.3.b) STEP2 保険情報を入力する	
Q1:保険を入力しようとしたら既に情報が入っていました。なぜですか	A:毎月の給与から控除している団体保険があるためです。金額を確認し、受取人や続柄等、必須項目の入力をしてください。情報が誤っている場合は杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。
Q2:昨年申告した個人契約の保険が表示されていますが、すでに解約しました。どうしたら良いですか。	A:「削除」ボタンを押して保険情報を削除してください。0円で申告しようとするとうエラーとなります。
Q3:団体保険の他に個人で契約している保険があります	A:「追加」ボタンを押して情報を入力してください。また、入力した保険については保険料の証明書を提出する必要があります。
Q4:個人で契約している保険は合算して入力しても良いですか。	A:別々に入力してください。申告内容と証明書のチェックを行う際にそれぞれを確認する必要があります。
Q5:証明書の内容をどのように記載すべきか分かりません	A:別資料の「保険料控除 画面事例」を参考にしてください。
Q6:受取人が家族になっている保険も申告できますか	A:保険の種類により異なります。 生命保険の場合:本人・配偶者・家族 個人年金の場合:本人・配偶者
Q7:証明書ではなく「申告予定額の通知」がきましたが、申告できますか(証明書は後日送付する旨の記載があります)	A:保険会社発行の「申告予定額の通知」の内容をもとに申告を行い、「申告予定額の通知」を杉本人事課もしくは病院人事課まで提出してください。仮書類で年末調整を行います。1月末日までに保険会社から郵送されてくる証明書を必ず提出してください。
Q8:団体保険の証明書が手元がありません。どうしたら良いですか	A:団体保険の証明書は添付不要です。
Q9:個人契約保険の証明書が手元がありません。どうしたら良いですか	A:証明書がない場合、申告はできません。加入されている団体へご確認ください。
Q10:添付する証明書はコピーでも良いでしょうか。	A:コピーでは控除を受けられません。原本を添付してください。また、返却はできません。
Q11:「自動計算する」を押したら保険会社の項目でエラーが表示されました。	A:保険会社名は全角で30文字となります。30文字を超える場合には保険会社を区別できる範囲で省略してください。 (証明書とのチェックの際にどの証明書と合致するものがわかれば問題ありません)
Q12:「保険等の契約者氏名」「受取人」の入力は必須ですか	A:必須です。
Q13:「生命保険(一般)」と「個人年金」の両方に記載がありますが、どのように入力すべきですか	A:両方を申告できますので、それぞれ「生命保険料(一般)」「生命保険料(個人年金)」に分けて入力してください。
Q14:「地震保険」と「旧長期保険」の両方に記載がありますが、どのように入力すべきですか	A:1枚の証明書に両方記載がある場合は、「地震保険」「旧長期保険」の欄にそれぞれ入力してください。ただし、制度上はどちらかの控除しか受けられません。「自動計算する」ボタンを押すと、有利な方が選択され、控除に利用されます。
Q15:家族の国民年金を本人に代わり支払いました。申告できますか。	A:申告できます。「国民年金保険料控除」に入力してください。本人が支払った場合は申告できませんのでご注意ください。

Q16: 国民年金を支払いましたが、証明書が届きません。	A: 10/1～12/31 に支払った方は証明書の発送は2月上旬になります。支払った国民年金保険料を申告し、「納付書・領収証書」の原本を添付してください。証明書が届き次第、杉本人事課もしくは病院人事課に提出してください。
Q17: 「生命保険（一般）」と「個人年金」で契約日によって控除額が変わると聞きました。適用年度の「新」と「旧」はどちらを選択したらよいですか。	A: 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約は「新契約」、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約は「旧契約」と区別され、控除額が異なります。証明書に記載されている契約年月日を元に、適用制度の欄で「新」または「旧」を選択してください。詳しくは、別資料の「保険料控除 画面事例」を参考に入力してください。
Q18: 介護療養保険料控除の対象となる保険はどれですか。	A: 平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等が対象となります。介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする保険契約であっても、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約は対象となりません。

1.3.c) STEP3 住宅借入金等特別控除を入力する	
Q1:今年住宅を取得しましたが、年末調整で申告が必要でしょうか	A:今年取得した住宅については年末調整では控除できません。確定申告に行ってください。 来年から年末調整で申告できます。
Q2:連帯債務割合が分かりません	A:大学では管理していませんので、初回の確定申告書をご確認いただくか、金融機関にご確認ください。
Q3:税務署から交付された「住宅借入金等特別控除申告書」に記入が必要でしょうか	A:記入は不要です。ただし、「住宅借入金等特別控除申告書」の提出は必要のため、プリントアウトした申告書・税務署から交付された申告書（白紙可）・残高証明書を3点セットにして提出してください。
Q4:認定低炭素住宅の住宅控除を受けられるのはどのような場合ですか	A:平成24年12月4日から平成25年12月31日の期間中に居住を開始した認定低炭素住宅を取得した場合です。 ただし、新築住宅の控除において、平成23年の長期優良住宅と低炭素住宅の重複申告はできません。

1.3.d) STEP4 内容を確認する	
Q1:内容に誤りがあることに気がつきました。どうしたら良いですか。	A:申告画面一番下の「戻る」ボタンより修正すべき画面に戻って入力し直してください。
1.3.e) STEP5 申告完了	
Q1:申告内容を確認し、特に間違いはありませんでした。この後どうしたら良いですか	A:「送信」ボタンを押してください。 保険料控除があり、自動計算フォームで入力した方は「印字イメージPDF」ボタンを押し、申告書を出力してください。 住宅借入金等特別控除があり、自動計算フォームで入力した方は「住宅控除申告書」ボタンを押し、申告書を出力してください。 出力した申告書を証明書と一緒に杉本人事課もしくは病院人事課へ提出してください。
Q2:申告書を印刷しようとしたのですが、画面に何も表示されません	A:全ての画面を最小化して「印刷ダイアログ」等が表示されていないかご確認ください。 「印刷ダイアログ」が表示されている場合は、その画面を閉じるとPDFファイルが開きます。 また、不要なプリンタドライバを削除いただくと、このような事象を回避できます。
Q3:住宅控除申告書が印刷できません。	A:ブラウザがMicrosoft Edgeである場合に発生します。人事給与システムでは、IEまたはfire foxが推奨されています。これらのブラウザをご利用いただきますようお願いいたします。 Microsoft Edgeを利用される場合は、一時保存して別のPCから印刷いただくか、杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。
Q4:白い紙にプリントアウトする必要がありますか	A:はい。法的な文書となるため、裏紙の使用や両面印刷は行わないでください。
Q5:「送信」後に間違いに気がつきました。どうしたら良いですか。	A:杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。再度申告できるよう手続きをします。 手続きが完了すると画面に「再申告」ボタンが表示されますので、正しい情報を入力し直してください。
Q6:年末調整一括申告期間を過ぎてから年末までの間に情報の変更がありました。どうしたら良いですか。	A:杉本人事課もしくは病院人事課までご連絡ください。

保険料控除 入力例集

<<生命保険控除 入力例>>

1. 個人で加入する生命保険が1つの場合

個人加入の生命保険等がある場合は、葉書などの証明書類(生命保険料控除証明書)の内容を基に保険料控除を申告する画面にて、生命保険控除の対応する箇所に入力してください。

団体加入の保険がある場合は、団体保険の情報が表示されています。

(団体保険未加入の場合は空欄となります)

既に団体保険の情報が表示されている場合は、「追加」ボタンをクリックすることで申告欄が追加されます。

削除	保険会社の名称	保険の種類	保険期間	証明書の添付	一般生命適用制度
削除	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	受取人とあなたとの関係	差引保険料	
削除	〇〇生命	終身保険	99年 終身は99年入力	必要	旧
	年調 太郎	年調 花子	配偶者	36,000円	必須

旧生命保険料合計額 残り100,000円まで入力できます。
新生命保険料合計額 限度額を超えていますので、これ以上の入力は不要です。

生命保険料控除証明書

適用：旧制度 (新制度の証明額はありません)

ご契約者 年調 太郎 様

証明年度 平成24年

** * お受取人		年金お受取人生年月日	
*****		*****	
証券番号	号	保険種類	
第 987654321		終身保険	
年金支払期間	契約年月日	配当方式	積立
終身	平成14年4月1日		
保険期間	年金支払開始日	保険料払込期間	お払込方法
終身	*****	*****年	月払
旧制度	一般生命保険料(a)	配当金(相当額)(b)	一般証明額(a)-(b)
	36000円	円	36000円
旧制度	個人年金保険料(c)	配当金(相当額)(d)	個人年金証明額(c)-(d)
	円	円	*****円
新制度	一般生命保険料(e)	配当金(相当額)(f)	一般証明額(e)-(f)
	円	円	*****円
新制度	個人年金保険料(g)	配当金(相当額)(h)	個人年金証明額(g)-(h)
	円	円	*****円
新制度	介護医療保険量(i)	配当金(相当額)(j)	介護医療証明額(i)-(j)
	円	円	*****円
保険料	旧制度	平成24年 1月から9ヶ月分	保険料お払込状態
充当期間	新制度	*****	払込中

本年度的お払込額を上記のとおり証明いたします。

証明日 平成24年10月 3日
(ご参考) 本年(証明年度)12月末時点のご申告予定額は次のとおりです。

旧制度	年間一般生命保険料(i)	配当金(相当額)(j)	一般申告額(i)-(j)
	36000円	円	36000円
旧制度	年間個人年金保険料(k)	配当金(相当額)(l)	個人年金申告額(k)-(l)
	円	円	*****円
新制度	年間一般生命保険料(m)	配当金(相当額)(n)	一般申告額(m)-(n)
	円	円	*****円
新制度	年間個人年金保険料(o)	配当金(相当額)(p)	個人年金申告額(o)-(p)
	円	円	*****円
新制度	年間介護医療保険量(q)	配当金(相当額)(r)	介護医療申告額(q)-(r)
	円	円	*****円

〇〇生命保険株式会社

< 補 足 >

③ 保険期間

保険期間が終身の場合、保険期間には「99」と入力してください。

⑤ 差引保険料

証明額ではありません。
年間の保険料から配当金、余剰金の分配、割戻金等の金額を差し引いた額(例示の証明書の「申告額」)を入力してください。

⑥ 一般生保適用制度

契約年月日が

平成24年 1月 1日以後

=> 新

平成23年 12月 31日以前

=> 旧

を選択してください。

※ 画面の設定により直接、契約年月日を入力して頂く場合もあります。

※ 証明書はイメージとなります。
保険会社等で形式が異なる可能性があります。

2. 個人で加入する生命保険が複数ある場合

複数の個人加入の保険等がある場合、葉書などの証明書類(生命保険料控除証明書)の内容を基に保険料控除を申告する画面にて、生命保険控除の対応する箇所に入力してください。

申告欄は、「追加」ボタンをクリックすることで追加されます。

申告欄を追加

生命保険控除		追加		旧生命保険料合計額 残り100,000円まで入力できます。 新生命保険料合計額 限度額を超えていますので、これ以上の入力は不要です。	
削除	保険会社の 名称	保険の種類	保険 期間	証明書 の添付	一般生命 適用制度
	保険等の 契約者の氏名	保険金等の 受取人の氏名	受取人と あなたとの続柄	差引保険料	
削除	〇〇生命 必須	終身保険 必須	99 年 終身は99を入力	必要	
	年調 太郎 1	年調 花子 2 必須	配偶者 3	36,000 円 必須	旧 必須
削除	△△生命 必須	定期保険特約付終身 2	99 年 終身は99を入力	必要	
4	年調 太郎 1	年調 花子 必須	配偶者 5	140,000 円 必須	新 必須

生命保険料控除証明書(一般・介護医療用)

2012 年分(平成 24 年分) 適用制度: 旧制度・新制度

契約者 4 年調 太郎 様 6

保険種類 2 定期保険特約付終身保険 保険期間 3 終身

証券番号 123456789 配当方法 積立

契約日 1990 年 8 月 10 日 支払方法 口座振替毎月払

2012 年 9 月までのお払込額を以下のとおり証明します。

分類	保険料 (A) 円	配当額(相当額) (B) 円	証明額 (A-B) 円
旧制度 一般	75,000	20,000	55,000
新制度 一般	105,000	0	105,000
新制度 介護医療	45,000	0	45,000

(ご参考) 年12回払のご契約で12月末までのお払込金額

分類	年間保険料 (a) 円	配当額(相当額) (b) 円	申告額 (a-b) 円
旧制度 一般	75,000	20,000	55,000
新制度 一般	140,000	0	5 140,000
新制度 介護医療	80,000	0	80,000

△△生命保険株式会社 1

< 補 足 >

③ 保険期間

保険期間が終身の場合、保険期間には「99」と入力してください。

⑤ 差引保険料

証明額ではありません。
年間の保険料から配当金、余剰金の分配、割戻金等の金額を差し引いた額(例示の証明書の「申告額」)を入力してください。

※ 証明書はイメージとなります。
保険会社等で形式が異なる可能性があります。

<<個人年金控除 入力例>>

個人加入の個人年金等がある場合は、葉書などの証明書類(生命保険料控除証明書(個人年金用))の内容を基に保険料控除を申告する画面にて、個人年金控除の対応する箇所に入力してください。

団体加入の保険がある場合は、団体保険の情報が表示されています。

(団体保険未加入の場合は空欄となります)

既に団体保険の情報が表示されている場合は、「追加」ボタンをクリックすることで申告欄が追加されます。

削除	保険会社 の名称	年金の種類	年金支払 期間	個人年金 支払開始日	証明書 の添付
1	保険等の 契約者の氏名	保険金等の 受取人の氏名	3 受取人と 法との続柄	4 差引保険料	個人年金 適用制度
削除	△△生命	配当付個人年金保険	10年 終身は99を入力	平成 40年 09月 01日	必要
	年調 太郎	年調 太郎	本人	120,000円	旧

旧個人年金保険料合計額 残り100,000円まで入力できます。
新個人年金保険料合計額 残り80,000円まで入力できます。

個人年金用である事を確認してください。

生命保険料控除証明書(個人年金・一般・介護医療用)			
2012年分(平成24年分)	適用制度: 旧制度		
契約者	年調 太郎 様		
年金受取人 (生年月日 1969年2月18日)	年調 太郎 様		
保険種類	配当付個人年金保険	年金支払期間	10年
証券番号	123123123123	配当方法	積立
契約日	2007年9月1日	年金支払開始日	2028年9月1日
		保険料払込期間	21年
振込方法	口座振替毎月払		
2012年9月までのお払込額を以下のとおり証明します。			
分類	保険料(A) 円	配当額(相当額)(B) 円	証明額 (A-B) 円
年金	110,000	0	110,000
一般	0	0	0
介護医療	*****	*****	*****
(ご参考) 年12回払のご契約で12月末までのお払込金額			
分類	年間保険料(a) 円	配当額(相当額)(B) 円	申告額 (a-b) 円
年金	120,000	0	120,000
一般	0	0	0
介護医療	*****	*****	*****
1 △△生命保険株式会社			

< 補 足 >

⑥ 差引保険料

証明額ではありません。

年間の保険料から配当金、余剰金の分配、割戻金等の金額を差し引いた額(例示の証明書の「申告額」)を入力してください。

⑦ 個人年金適用制度

契約年月日が

平成24年1月1日以後

=> 新

平成23年12月31日以前

=> 旧

を選択してください。

画面の設定により直接、契約年月日を入力して頂く場合もあります。

※ 証明書はイメージとなります。
保険会社等で形式が異なる可能性があります。

<生命保険料控除、個人年金控除の新旧契約の適用制度について>

生命保険料控除が改組され、次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされました。

(1) 平成 24 年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

イ) 平成 24 年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」といいます。)のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等(以下「介護医療保険料」といいます。)について、介護医療保険料控除(適用限度額4万円)が設けられました。

ロ) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とされました。

(2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除が適用され、適用限度額はそれぞれ5万円とされました。

(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)ロ及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限4万円)とされました。

■一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新契約、旧契約を区別する項目

生命保険控除		追加		旧生命保険料合計額 残り100,000円まで入力できます。 新生命保険料合計額 残り80,000円まで入力できます。	
削除	保険会社 の名称	保険の種類	保険 期間	証明書 の添付	
	保険等の 契約者の氏名	保険金等の 受取人の氏名	受取人と あなたとの続柄	差引保険料	一般生命 適用制度
削除	<input type="text"/> 必須	<input type="text"/> 必須	0 年 終身は99を入力	必要	
	<input type="text"/>	<input type="text"/> 必須	▼	<input type="text"/> 0円 必須	- ▼ 必須

■介護医療保険料控除の入力欄

介護医療保険控除		追加		介護医療保険料合計額 残り80,000円まで入力できます。	
削除	保険会社 の名称	保険の種類	保険 期間	証明書 の添付	
	保険等の 契約者の氏名	保険金等の 受取人の氏名	受取人と あなたとの続柄	差引保険料	
削除	<input type="text"/> 必須	<input type="text"/> 必須	0 年 終身は99を入力	必要	
	<input type="text"/>	<input type="text"/> 必須	▼	<input type="text"/> 0円 必須	

<<地震保険控除 入力例>>

個人加入の地震保険等がある場合は、葉書などの証明書類(地震保険料控除証明書)の内容を基に保険料控除を申告する画面にて、地震保険控除の対応する箇所に入力してください。

団体加入の保険がある場合は、団体保険の情報が表示されています。(団体保険未加入の場合は空欄となります)既に団体保険の情報が表示されている場合は、「追加」ボタンをクリックすることで申告欄が追加されます。

1. 地震保険と旧長期損害保険が別々の証明書類(葉書等)の場合

別々の証明書類がある場合(別契約の場合)は、個別の申告欄に分けて入力してください。

(1) 地震保険

地震保険控除		
追加	長期損害保険料合計額0円限度額を超えていません。	地震保険料合計額0円限度額を超えていません。
[地震保険1]		
削除	削除	
保険会社等の名称	1 XXXXX損保	
契約者の氏名	2 年調 太郎	
保険対象になった家屋に居住 若しくは家財を利用しているもの 又は傷害等の保険の被保険者の氏名	年調 太郎 ※	
あなたとの 続柄	本人	
証明書の 添付	-	
	地震保険	旧長期
保険等の 種類(目的)	地震保険	
保険 期間	3 5 年	0 年
差引保険料	4 5,800円 ※	0円 ※
採用	×	×

重要 年末調整・確定申告に必要な書類です。大切に保管してください。

地震保険料控除証明書(平成22年分)

*本証明書は平成22年8月末現在の契約内容に基づき作成しております。

ご契約者 2 年調 太郎 様

契約証番号	
保険種類	地震保険
保険の対象	建物
保険の対象の所在地	東京都 港区中央
地震保険期間	21年 7月15日から平成26年 7月15日まで 5年間
火災保険期間	平成11年 7月15日から平成46年 7月15日まで35年間
本年控除対象保険料	4 5800円
その他	上記の保険料は所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

平成22年 10月 9日

1 XXXXX損害保険株式会社

< 補 足 >

④ 差引保険料
年間の控除対象保険料を入力してください。

※ 証明書はイメージとなります。
保険会社等で形式が異なる可能性があります。

(2) 旧長期損害保険

「追加」ボタンをクリックすることで申告欄が追加されます。
地震保険に続き旧長期用の申告を入力してください。

[地震保険2]

削除	<input type="button" value="削除"/>	
保険会社等の名称	1 ### ## 損保	
契約者の氏名	2 年調 太郎	
保険対象になった家屋に居住 若しくは家財を利用しているもの 又は傷害等の保険の被保険者の氏名	年調 太郎 ※	
あなたとの 続柄	本人 ▼	
証明書の添付	-	
	地震保険	旧長期
保険等の 種類(目的)	地震保険	年金払積立傷害保険 3
保険 期間	- ▼ 年	32 年 4
差引保険料	0 円 ※	60,000 円 ※ 5
採用	×	×

重要 この証明書は、所得税の地震保険料控除を受けるために必要です。申告時まで大切に保管してください。
※この証明書は本年8月末現在の契約内容で作成しています。

地震保険料控除証明書(平成 22 年分)

契約者 2 年調 太郎 様

証券	3 年金払積立傷害保険	
保険の種類	4 契約：平成 10 年 1 月 9 日から 32 年間(払込期間 23 年間)	
保険期間		
被保険者名	ご契約者と同じ (S 年 月 日生)	
保険の 目的 所在地	***** ***** *****	
区分	払込方法	控除対象保険料算出の基準となる保険料
長期損害	月払	1 回分保険料 5,000 円
保険料控除 (経過措置)	*****	*****
*****	*****	*****
*****	*****	*****
*****	*****	*****
年間払込予定保険料	長期損害保険料控除(経過措置)	5 60,000 円

・上記保険料は平成 18 年所得税法等改正等法附則第 10 条第 2 項第 1 号に規定する長期損害保険料に該当するものです。
・当該契約は地震保険は未付帯ですが、「長期損害保険料控除」は「地震保険料控除」の枠内での申告となるため、「地震保険料控除証明書」として発行しています。

1 株式会社 ### ## 損害保険

< 補 足 >

⑤ 差引保険料
年間の控除対象保険料を入力してください。

※ 証明書はイメージとなります。
保険会社等で形式が異なる可能性があります。

2. 地震保険と旧長期損害保険が1枚の証明書類(葉書等)に印字されている場合

地震保険料控除証明書にある地震保険、旧長期損害保険のそれぞれの保険料を同一の申告欄に入力してください。

地震保険控除

追加 長期損害保険料合計額0円限度額を超えていません。 地震保険料合計額0円限度額を超えていません。

[地震保険1]

削除	<input type="button" value="削除"/>	
保険会社等の名称	1 <input type="text" value="〇〇〇協同組合"/>	
契約者の氏名	2 <input type="text" value="年調 太郎"/>	
保険対象になった家屋に居住 若しくは家財を利用しているもの 又は傷害等の保険の被保険者の氏名	<input type="text" value="年調 太郎"/> ※	
あなたとの 続柄	<input type="text" value="本人"/>	
証明書の 添付	-	
	地震保険	旧長期
保険等の 種類(目的)	地震保険	<input type="text" value="建物更生"/> 4
保険 期間	<input type="text" value="30"/> 年 5	<input type="text" value="30"/> 年 5
差引保険料	3 <input type="text" value="24,000"/> 円 ※	<input type="text" value="36,000"/> 円 ※ 6
採用	×	×

平成 22 年分 地震保険料控除対象掛金証明書

証明日 平成 22 年 9 月 4 日

地震保険料控除(所得税法第77条)にかかる所得控除申告のための証明
事項を、2 つとおり証明します。

ご契約者 年調 太郎 様 4

県	組合	支所	契約番号	契約年月日	共済種類
				平成 20 年 8 月 8 日	建物更生
掛金払込方法	共済期間				
月 払	30 年				
火災共済金額	内、住宅部分の火災共済金額				
1,500万円	(万円)				
地震 保険料	控除対象掛金(月額)	割戻金	3	年間控除対象掛金証明額	
	2,000円			24,000円	
旧長期 損害	共済掛金(月額)	割戻金	6	年間払込掛金合計	
	3,000円			36,000円	

8月までお払込済(払込継続中) 満期返戻金あり

1

証明金額についてのご注意

[保険料控除の該当区分について]
この契約の共済掛金は、地震保険料控除または地震保険料控除の経過措置のいずれかを適用できます。税法にもとづき、計算した控除額のいずれか多い方をご選択ください。

[保険料控除の対象証明額について]
「年間控除対象掛金証明額」(地震保険料控除)、「年間払込掛金合計」(経過措置)は本年中に12月掛金までお払込み済の場合の申告額です。本年中の掛金払込みにもとづき申告してください。共済掛金の増減を伴うような変更があった場合には、その年から経過措置の適用が受けられなくなります。

申告の際には、申告書に当該証明書を添付する必要がありますので、大切に保管してください。

< 補 足 >

③、⑥ 差引保険料
それぞれの保険の年間の控除対象保険料を入力してください。

※ 証明書はイメージとなります。
保険会社等で形式が異なる可能性があります。

<地震保険控除の採用について>

入力後に申告画面の下部にある「自動計算する」をクリックすることで、自動的にいずれかの保険が控除対象として採用されます。

(「自動計算する」をクリックせず、「次へ」をクリックしても同様に判定が行われます)



地震保険控除の申告欄で、同一の申告欄で地震保険と旧長期保険が入力されていた場合、「自動計算する」ボタンを押すと、有利な方が選択され、控除に利用されます。※制度上どちらかの控除しか受けられません。

地震保険控除

追加

長期損害保険料合計額0円限度額を超えていません。

地震保険料合計額24,000円限度額を超えていません。

[地震保険1]

削除	<input type="button" value="削除"/>	
保険会社等の名称	<input type="text" value="〇〇〇協同組合"/>	
契約者の氏名	<input type="text" value="年調 太郎"/>	
保険対象になった家屋に居住 若しくは家財を利用しているもの 又は傷害等の保険の被保険者の氏名	<input type="text" value="年調 太郎"/> ※	
あなたとの 続柄	<input type="text" value="本人"/> ▼	
証明書の添付	必要	
	地震保険	旧長期
保険等の 種類(目的)	地震保険	<input type="text" value="建物更生"/>
保険 期間	<input type="text" value="30"/> ▼ 年	<input type="text" value="30"/> 年
差引保険料	<input type="text" value="24,000"/> 円 ※	<input type="text" value="36,000"/> 円 ※

地震保険が積立火災保険に付帯されている契約の場合には、2つの保険の合計額に対する控除ではなく地震保険あるいは長期契約のいずれか一方のみ適用されます。

損害保険部分は、旧長期損害保険と地震保険の項目両方に入力した場合、1つの保険契約として認識され、どちらか一方が対象となります。

付帯しない契約の場合は、別途「追加」ボタンで入力枠を増やし、別々に入力を行ってください。


なお、それぞれの控除限度額が地震保険 50,000 円、旧長期 15,000 円となっており、あわせて最大 50,000 円となります。

【教職員向け】全学認証システムのパスワードを忘れたときは

大阪市立大学の全学認証システムパスワードを忘れた際の手続き方法(教職員向け)を解説しています

- ◆◆人事給与システム(ocu.jp/jinji)
- ◆全学ポータルサイト(ocu.jp/portal)等は『全学認証システム』にログインすることで本人確認され、アクセスすることができます



- ▶『全学認証システム』のパスワードを忘れたときは、以下の手順をおこなってください 

Step0 パスワード初期化申請を行う前に確認すること

以下の表を参考に、念のためログイン名とパスワードの入力間違いがないか確認してください

ログイン名: 職員番号 (7桁数字) または OCUID	<ul style="list-style-type: none"> ●半角英数字で入力してください ●職員番号の頭に0をつけるとログインできません
パスワード: 自身で設定した パスワード	<ul style="list-style-type: none"> ●ご自身で設定した半角英数字・記号を入力してください ●全角で入力するとログインできません ●雇用形態変更により職員番号が変更になった方は前職員番号で使用するパスワードが使えます ●自身でパスワードを設定した記憶が無い場合は step 3 の①～④の手順を行ってください ④の手順で「パスワード変更済み」と表示された場合はご自身でパスワード設定済みです 「パスワード変更を始める」と表示された場合は現在初期パスワードのままです。そのまま⑤以降の手順をすすめてください(初期パスワードはお問合せください)

それでもログインできない場合は、現在のパスワードを無効にし、パスワード初期化おこなう必要があるの
で Step1 の手順におすすみください

Step1 申請方法を選択する

2020年9月15日より窓口申請とWeb申請になりました。
メール、FAX、逡送便では受け付けておりませんのでご注意ください。

1. 窓口（杉本キャンパス 情報戦略課）で申請する場合

申請書は窓口でご記入いただきますので、本人確認書類（職員証もしくは氏名、生年月日が記載された本人確認書類 [運転免許証、健康保険証 等]）をご用意のうえ、窓口までお越しください

窓口	情報戦略課 情報戦略担当 (杉本キャンパス 学術情報総合センター9F) 受付時間/平日のみ 9:00~17:00 ※申請する本人以外の持ち込み(代理申請)は受付できません
----	--

2. 申請フォーム (Web) で申請する場合 ※申請する本人以外(事務担当や秘書等)からは受付できません

- ① OCUID・パスワード初期化申請【仮申請】より仮申請を行ってください
<https://www.cii.osaka-cu.ac.jp/pwreset/prepwreset>
- ② 仮申請送信後に指定アドレス宛に本申請用の URL とパスワードが送信されます
メールの受信制限を設定されている方は[@list.osaka-cu.ac.jp]を受信可能に設定してください。
- ③ 送信された URL にアクセスし各項目に記入のうえ本人確認書類を添付して送信してください(本申請) **本申請(③の手続き)を行わないと受け付けは完了しませんのでご注意ください**

Step2 パスワードが初期化されるのを待つ

申請書類が受理されたら、パスワードを初期化しますので暫くお待ちください
パスワード初期化後にメール等で情報戦略課からご連絡いたします

Step3 に続く(裏面)

Step3 パスワードを初期パスワードから本パスワードに変更する

以下の手続きはインターネットに接続しているパソコンまたはスマホ等を使用しておこなってください

① ◆パソコンからのアクセス

Edge・Chrome・firefox等のウェブブラウザ(Internet Explorer 以外)を起動し、アドレスバーに **ocu.jp/start** と入力し [Enterキー] を押してください



◆スマートフォンからのアクセス

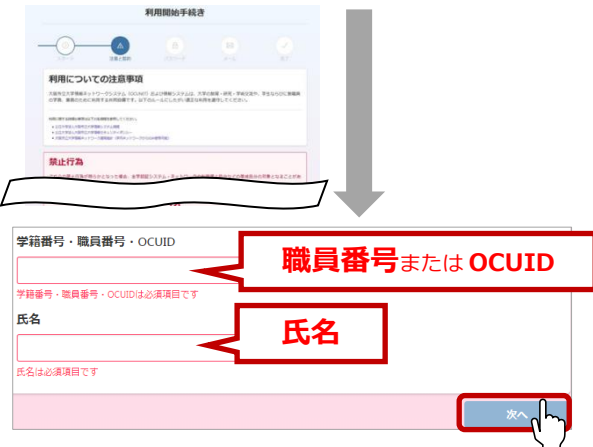
右のQRコードを読み込んでアクセスしてください



② 「利用開始手続き」が表示されたら [次へ]



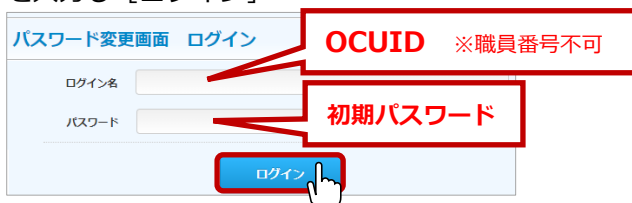
③ 注意事項・禁止事項をよく読み、最下部に「職員番号またはOCUID」と「氏名」を入力し [次へ]



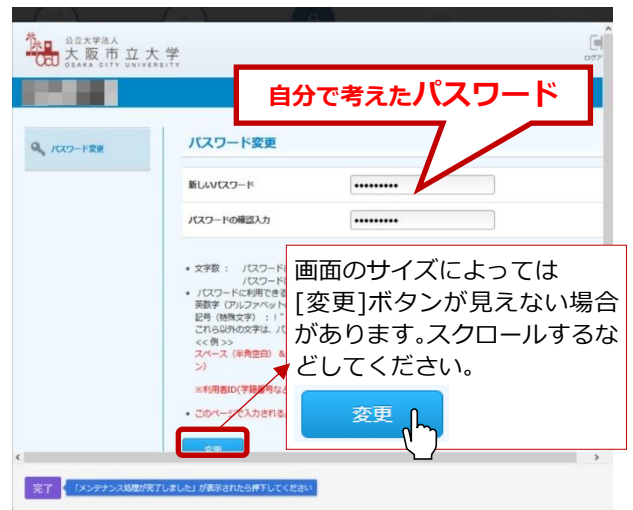
④ 「あなたのOCUID」が表示されます。次の手順で必要です。必ずメモしてから [パスワード変更を始める] をクリックしてください



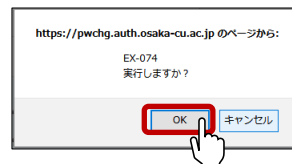
⑤ ログイン名：上記④の手順でメモしたOCUID パスワード：表面 step 2 で提示された初期パスワード を入力し [ログイン]



⑥ ご自身で考えたパスワードを2箇所同じものを入力し [変更] をクリック



⑦ 「実行しますか？」の画面が表示されたら [OK] をクリック



⑧ ※更新中です」表示中はさわらないでください 「メンテナンス処理が完了しました」と表示されたら [OK] をクリックし、[完了] をクリック



⑨ 「パスワード変更完了」と表示されたら、パスワード変更は完了です。[次へ] をクリック



⑩ 雇用形態によっては「OCU メール設定」の画面になりますが [次へ] で飛ばしてもかまいません 雇用形態によっては「スキップします」と表示されますので「OK」をクリックしてください

⑪ 以上で「利用開始手続き」は終了です [完了] をクリックすると情報基盤センターのマイページが表示されますが閉じてかまいません

